

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第14号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「左欄」を「中欄」に改め、「(以下「補助執行事務」という。)」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

	事務	職員
1	<p>(1) 児童及び生徒の転学に係る諸届の受付及び入学期日通知書等の交付に関する事。</p> <p>(2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく医療券発行に係る申請書の受付及び交付に関する事。</p>	市民課長及び市民課の職員
2	<p>(1) 青少年教育に係る調査及び企画に関する事。</p> <p>(2) 青少年教育施設の整備計画に関する事。</p> <p>(3) 青少年関係団体の指導及び育成に関する事。</p> <p>(4) 青少年指導者の育成に関する事。</p> <p>(5) 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関する事。</p> <p>(6) 青少年センターの管理運営に関する事。</p>	こども部長及びこども・青少年課の職員
3	<p>(1) 文化財の収集、保存、調査研究、活用及び普及啓発に関する事。</p> <p>(2) つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館の管理運営に関する事。</p> <p>(3) つる舞の里歴史資料館における資料の収集及び調査研究に関する事。</p> <p>(4) つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における収蔵した資料の保管、展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関する事。</p> <p>(5) 郷土民家園に関する事。</p> <p>(6) 文化財保護審議会に関する事。</p>	文化スポーツ部長及び文化振興課の職員
4	<p>(1) 社会教育の総合的な企画調整に関する事。</p> <p>(2) 社会教育に係る調査及び企画に関する事。</p> <p>(3) 社会教育施設の整備計画に関する事。</p> <p>(4) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。</p> <p>(5) 社会教育指導者の育成に関する事。</p> <p>(6) 社会教育に係る講座、討論会、講習会、講演会、展示会そ</p>	文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員

	<p>の他の集会に関すること。</p> <p>(7) 社会教育に対する支援に関すること。</p> <p>(8) 社会同和教育に係る啓発に関すること。</p> <p>(9) ユネスコ活動に関すること。</p> <p>(10) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(11) 学習機会提供の総合管理に関すること。</p> <p>(12) 生涯学習センターの事業計画に関すること。</p> <p>(13) 生涯学習センターの管理運営に関すること。</p> <p>(14) 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(15) 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(16) 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。</p> <p>(17) 図書館の事業計画に関すること。</p> <p>(18) 図書館の管理運営に関すること。</p> <p>(19) 図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。</p> <p>(20) 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。</p> <p>(21) 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。</p> <p>(22) 館外奉仕に関すること。</p> <p>(23) 読書活動の推進に関すること。</p> <p>(24) 読書会その他各種行事の開催に関すること。</p>	
5	(1) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。	文化スポーツ部長及びスポーツ課の職員
6	<p>(1) この補助執行における大和市議会においての説明及び答弁に関すること。</p> <p>(2) この補助執行において、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第1号)に基づく事項について、教育委員会の会議に出席し、説明又は報告すること。</p> <p>(3) この補助執行における教育財産の管理に関すること。</p>	こども部長及び文化スポーツ部長その他こども部及び文化スポーツ部の職員

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第4条関係)

補助執行させる課	決裁事項／決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
市民課	就学及び学校保健	① 児童及び生徒の転学に係る入学期日通知書等の交付 (所定職員に専決させること。) ② 学校保健に係る医療券申請の受付及び交付 (所定職員に専決させること。) 				
こども・青少年課	青少年教育	① 青少年教育に関する調査及び施策の推進 ② 青少年教育関係団体の指		① 青少年教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で軽易なもの	① 青少年教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で重要なもの	事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。

		<p>導及び育成並びに青少年指導者の育成</p> <p>③ 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催及び実施で軽易なもの</p> <p>④ 青少年を対象とする指導助言及び育成</p>		<p>② 青少年教育施設の整備計画に関するもので軽易なもの</p> <p>③ 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催及び実施で重要なもの</p>	<p>② 青少年教育施設の整備計画に関するもので重要なもの</p>	
	青少年センター	青少年センターの利用の承認にかかるもので定例的なもの（所定職員に専決させること。）		青少年センターの利用の承認にかかるもので異例なもの		
文化振興課	文化財の保護	① 文化財の収集、保存、調査研究、		① 文化財の滅失毀損の届出	文化財の現状変更移転等の承認	
				② 文化財		

		<p>活用及び 普及啓発</p> <p>② 文化財 の所有者 等の変更 の届出</p> <p>③ 神奈川 県文化財 保護条例 (昭和3 0年神奈 川県条例 第13 号)第3 6条の8 及び神奈 川県文化 財保護条 例の施行 等に関す る規則 (昭和5 1年神奈 川県教育 委員会規 則第14 号)第4 0条の規 定に基づ き処理す</p>		<p>にかかる 状況の報 告又は調 査</p>	
--	--	---	--	-------------------------------------	--

		<p>る事務</p> <p>④ 文化財に関する各種事業の実施</p>				
	<p>つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館</p>	<p>① つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館の管理運営</p> <p>② つる舞の里歴史資料館における資料の収集及び調査研究</p> <p>③ つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における資料の保管、展示及び普及啓発活動</p>				

<p>図書・学び 交流課</p>	<p>社会教育</p>	<p>① 社会教育に関する調査及び施策の推進</p> <p>② 社会教育関係団体の指導及び育成並びに社会教育指導者の育成</p> <p>③ 社会教育に関する各種行事等の開催及び実施で軽易なもの (所定職員に専決させること。)</p> <p>④ 社会同和教育に関する啓発</p> <p>⑤ ユネスコ活動</p>		<p>① 社会教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で軽易なもの</p> <p>② 社会教育に関する計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの</p> <p>③ 社会教育に関する各種行事等の開催及び実施で重要なもの</p>	<p>① 社会教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で重要なもの</p> <p>② 社会教育に関する計画の策定及び改定に関するもので重要なもの</p> <p>③ 社会教育に関する各種行事等の開催及び実施で特に重要なもの</p>	<p>事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。</p>
----------------------	-------------	--	--	---	---	---

	<p>公民館</p>	<p>① 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので定例的なもの（所定職員に専決させること。）</p> <p>② 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設利用者登録（所定職員に専決させること。）</p> <p>③ 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設の使用許可（所定</p>		<p>① 生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの</p> <p>② 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので異例なもの</p> <p>③ 生涯学習センターの講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの</p>	<p>生涯学習センターの事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの</p>	<p>事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。</p>
--	------------	---	--	---	---	---

		<p>職員に専決させること。)</p> <p>④ 生涯学習センター関係機関との連絡調整</p> <p>⑤ 生涯学習センターの講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で軽易なもの(所定職員に専決させること。)</p>				
	図書館	<p>① 図書館の運営及び維持管理</p> <p>② 図書館に関する調査及び研究</p> <p>③ 読書活</p>		<p>① 図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの</p> <p>② 図書及</p>	<p>図書館の事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの</p>	<p>事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。</p>

		<p>動の推進 及び読書 案内</p> <p>④ 図書館 資料等の 収集及び 保存</p> <p>⑤ 図書館 資料等の 閲覧及び 貸出並び に他機関 等との相 互貸出に かかる連 絡及び協 力</p> <p>⑥ 図書及 び読書に 関する各 種行事等 の開催及 び実施で 軽易なも の</p>		<p>び読書に 関する各 種行事の 開催及び 実施で重 要なもの</p>		
スポーツ課	スポーツ開 放	① スポー ツ開放に かかる学 校施設利 用者登録				

		② スポーツ開放にかか る学校施設の使用許可 (所定職員に専決させるこ と。)				
--	--	--	--	--	--	--

(注) この表の適用に当たり、次長の職が置かれていない場合は、この表の次長の欄に掲げる事項は部長を決裁者とする。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。